様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年　6月　16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）すみともりんぎょう  一般事業主の氏名又は名称 住友林業株式会社  （ふりがな） みつよしとしろう  （法人の場合）代表者の氏名 光吉敏郎  住所　〒100-8270 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館  法人番号　4010001090011  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 住友林業DXサイト-IT・DX戦略 | | 公表日 | 2025年　4月　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページにて掲載  公表場所：<https://sfc.jp/information/dx/> | | 記載内容抜粋 | 長期ビジョン「Mission TREEING 2030」で掲げる①地球環境への価値、②人と社会への価値、③市場経済への価値の提供を支えるために、「IT・DX戦略」として以下3つの基本方針を定めている  ・全員参加のDXによるデジタル化の“シンカ”  ・デジタルを活用した業務変革で生産性向上  ・事業のグローバル化に対応できるITの仕組みづくり | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関（取締役会）にて承認された内容に基づき、社内所定の手続きを経て作成されたもの |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 住友林業DXサイト-IT・DX戦略  　　　　　　　　-組織  　　　　　　　　-人財育成  　　　　　　　　-デジタル基盤・情報セキュリティ | | 公表日 | IT・DX戦略　2025年4月22日  組織　2025年4月22日  人財育成　2025年4月22日  デジタル基盤・情報セキュリティ　2025年4月22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページにて掲載  公表場所：<https://sfc.jp/information/dx/#strategy>  記載箇所：IT・DX戦略  公表場所：<https://sfc.jp/information/dx/organization/>  記載箇所：組織  公表場所：<https://sfc.jp/information/dx/hr/>  記載箇所：人財育成  公表場所：<https://sfc.jp/information/dx/infrastructure/>  記載箇所：デジタル基盤・情報セキュリティ | | 記載内容抜粋 | 「IT・DX戦略」として以下８つの注力分野を定めている   1. 基幹システム刷新：業務変革の実現、データ基盤との連携 2. データ活用の仕組みづくり：経営管理データ可視化、リアルデータの集積と活用 3. 市民開発 デジタル民主化：RPA・ノーコード市民開発、日常業務での生成AIの活用 4. デジタル基盤の再構築：クラウドシフト業務特化型AIの活用 5. デジタル人財の育成：ITリテラシーの向上、高度人財育成 6. グローバル対応：情報セキュリティ支援、ITガバナンス向上 7. 情報セキュリティ強化：サイバーセキュリティ対策、サプライチェーン対策 8. 運用・管理の向上：デジタル資産管理の向上、外部認証・認定の活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関（取締役会）にて承認された内容に基づき、社内所定の手続きを経て作成されたもの |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 住友林業DXサイト  記載箇所：組織　人財育成 | | 記載内容抜粋 | ・組織  コーポレート本部・各事業本部の方針に沿った変革(Transformation)にデジタル(Digital)を活用するため、ITソリューション部はその企画立案を、住友林業情報システム㈱はその実行をそれぞれ支援している。また、デジタル基盤の刷新、業務変革と効率化を図るとともに、サイバーセキュリティ対策等のリスク管理の観点から、ITやDXの知見や経験を持つ取締役会メンバーが配置されている(マネジメント)  ・人財育成  社員一人ひとりがITやセキュリティに関する基礎知識を有し、IT・リアルデータ活用の重要性を理解することが必要との考えから、基礎的なeラーニング配信や研修、標的型メール訓練等の実施に加え、ITパスポート試験合格を目指してる。あわせて高度な知識領域をもって取り組みを牽引する人財の確保も進めており、IT部門以外の社員を主たる対象とした高度研修プログラムを実施している。 |   　　②　最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 住友林業DXサイト  記載箇所：デジタル基盤・情報セキュリティ | | 記載内容抜粋 | 国内外のグループ経営データの一元化を進めている。データの可視化や高度な分析が可能となるデジタル基盤を構築し、予算編成や業績管理業務においてデータに基づく意思決定を支援している。また、グループ社員が利用可能な生成AI基盤「住友林業AIプラットフォーム」や、住宅設計分野などの特定の業務領域におけるAI活用環境構築を進めている。さらに、クラウド基盤のソリューション活用等を通し、冗長対応による高可用性の確保などに取り組んでいる。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 住友林業DXサイト-IT・DX戦略 | | 公表日 | 2025年　4月　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページにて掲載  公表場所：<https://sfc.jp/information/dx/>  記載箇所：指標 | | 記載内容抜粋 | 「3つの基本方針」と「注力分野」との対応を添えて、ITパスポート試験合格者数や住友林業AI対話システム活用人数、RPA市民開発参加者数などを示している。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　4月　22日 | | 発信方法 | 住友林業DXサイト  公表場所：<https://sfc.jp/information/dx/#message>  記載箇所：トップメッセージ | | 発信内容 | デジタル技術で私たちの事業のあり方や仕事のやり方を再定義し「森」と「木」を次世代につないでいくこと、感性や想像力が求められる仕事に人的リソースを投入していくこと、デジタル人財育成を行うことなどについて、当社代表取締役社長がDX推進について発信している。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　10月頃　～　2024年　5月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断チェックシートによるアセスメントを実施し、IPAの自己診断結果入力サイトより提出している |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年　4月頃　～　現在 | | 実施内容 | 情報セキュリティ/DX  住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、運用ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルの向上を図っている。特にお客様情報の保護については、最重要課題の一つであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。